

第4期愛知県障害福祉計画の策定について

1 策定の経緯

都道府県及び市町村は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して、障害福祉計画を定めることとされているが、今年度末に第3期計画期間（平成24年度～平成26年度）が終了することから、本年度内に第4期計画を策定する。（計画期間：平成27年度～平成29年度）

【計画に定める主な項目】

- ① 基本的理念
- ② 区域の設定
- ③ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標と活動指標）
 - ・成果目標は、国の基本指針で示された数値を基本に設定
 - ・活動指標（成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス量）は、市町村計画におけるサービス見込量の積み上げを基本に設定
- ④ 障害福祉サービス等の提供体制の確保方策

【新規記載項目】

- ① 地域生活支援拠点等の整備
障害者の地域生活を支援する機能を集約した拠点等を、市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備
- ② 障害児支援体制の整備
児童福祉法に基づく障害児支援提供体制の確保
- ③ PDCAサイクルの導入
少なくとも年に1回は実績を把握し、分析・評価を行い、必要に応じて計画を見直し

2 計画策定体制

障害者総合支援法に基づき、都道府県は、障害福祉計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係機関、障害者及びその家族、障害者関連職務従事者並びに学識経験者等を構成員とする「愛知県障害者施策審議会」や「愛知県障害者自立支援協議会」の意見を聴かなければならない（又は努める）こととされている。

3 スケジュール

平成26年	4月	第3期計画の実績分析着手
	5月	国基本指針改正告示、第4期計画策定作業着手
	7月	第1回計画策定ワーキンググループ（計画骨子案について意見聴取） 第1回愛知県障害者施策審議会（ " ）
	9月	第2回計画策定ワーキンググループ（計画素案について意見聴取）
	10月	第1回愛知県障害者自立支援協議会（ " ）
	9～11月	市町村計画との調整〔サービス見込量（活動指標）の集計〕
	12月	第3期計画策定ワーキンググループ（計画素案について意見聴取） 第2回愛知県障害者施策審議会（ " ）
平成27年	1～2月	パブリックコメント
	2月上旬	第2回愛知県障害者自立支援協議会（計画案について報告）
	3月中旬	第3回愛知県障害者施策審議会（ " ）
	3月下旬	計画の策定・公表